

加入者掛金引落再開依頼書

＜ 記入上の注意 ＞

- ・掛金の引落しの再開を希望される方で、既に制定されている帳票では手続きが出来ない方については本届出書をご使用ください。
- ・太線内は必ず記入してください。
- ・必ず、押印してください。訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、訂正印を押してください。

基礎年金番号										氏名										生年月日				性別	
1 4 8 3 7 4 9 6 5 1										フリガナ ネンキン イチロウ 年金 一郎										5:昭和 7:平成 4 9 1 0 0 6				1:男 2:女	
住										所										フリガナ トウキョウト ミナトク ロッポンギ 6-16-16 ロッポンギネンキンビル 〒 106 0032 連絡先電話番号 (03 5411 6129)					
東京 都 道 府 県										港 市 区 六本木6-16-16 六本木年金ビル															

掛金の引落しが下記の理由により一時的に停止されていますが、掛金の引落しの再開を依頼します。

＜掛金引落停止理由＞

(ア)～(エ)の該当項目に○印をご記入の上、該当する番号に記入欄がある場合は、ご記入ください。

(ア) 被保険者種別の変更をした際に、被保険者種別変更届を提出せず掛金の引落が停止となった。その後再び、被保険者種別を変更したため、掛金の拠出を再開したい。

被保険者種別を変更した年月日 平成29年 2月 1日
再び、被保険者種別を変更した年月日 平成29年 5月 1日

(イ) 運営管理機関に被保険者種別変更届を提出したが、年金事務所への国民年金の手続きが遅れたこと等により、日本年金機構の被保険者記録が変更されておらず、掛金の引落が停止となった。その後日本年金機構の被保険者記録の変更が行われたため掛金の拠出を再開したい。(注1)

(ウ) 個人型年金の掛金額が拠出限度額を超えたため、掛金の引落しが停止となったが、付加保険料の納付を中止したため、掛金の拠出を再開したい。(注2)

(エ) その他

＜ 特記事項 ＞

- (注1) お手元に「個人型年金の記録について」という表題で、掛金の引落し一時停止の連絡文書（以下、「連絡文書」といいます）が届いている場合、理由欄に「個人型年金へ申請した被保険者種別が相違しているため」とあり、同封の回答票の1. ③に該当する方が、この(イ)に当たります。
- (注2) 連絡文書の理由欄に「個人型年金の掛金額が拠出限度額を超えているため」とあり、同封の回答票の5. ②に該当する方がこの(ウ)に当たります。
- (注3) 加入者の資格を取得されてから現在に至るまでに、以下の資格喪失理由（※）に該当した方は、本再開依頼書では掛金の再開の手続きは出来ません。掛金の引落しを再開するには、「加入者資格喪失届」と再度「個人型年金加入申出書」を受付金融機関に提出してください。
- (※) 加入者の資格喪失理由
- ①国民年金保険料の納付免除を受けた期間があった
 - ②国内非居住者（国民年金の第2号被保険者である者を除く）の期間があった
 - ③個人型年金への加入を認めない企業型確定拠出年金に加入していた期間があった

----- 受付金融機関および連合会使用欄 -----

受付 金融機関	7: 平成	年	月	日	連合会